

議案第 10 号

君津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

君津市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の公布に伴い、印鑑の登録資格について、成年被後見人に係る規定を改めるため、君津市印鑑条例（昭和 54 年君津市条例第 34 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市印鑑条例の一部を改正する条例

君津市印鑑条例（昭和54年君津市条例第34号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市印鑑条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>意思能力を有しない者</u>及び15才未満の者は、印鑑の登録を受けることができない。</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>成年被後見人</u>及び15才未満の者は、印鑑の登録を受けることができない。</p>